



第 5 4 3 号 令和 2 年 7 月

発行元 公益社団法人

全国火薬類保安協会

発行責任者 川 崎 勝 樹

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀 4 丁目13番 5 号

電話 03 (3553) 8 7 6 2

www.zenkakyo-ex.or.jp

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に関して被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認
等を含めた自宅学習方式の講習を 6 月から実施しています。

● 第16回全国火薬類保安協会総会（定時）開催について

首記定時総会が令和 2 年 6 月19日、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷にお
いて開催されました。

決議事項は、原案どおり承認されました。

報告事項

令和元年度事業報告に関する件

決議事項

第 1 号議案 令和元年度貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認
に関する件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 基本財産の一部を基本財産から除外する件

その他、報告・連絡事項

報告 1 理事の退任について

報告 2 令和 2 年度知事試験(甲種・乙種火薬類取扱保安責任者、丙種火薬類
製造保安責任者)の日程変更について

連絡 1 会議等の予定(令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月)

● 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止
の可能性があります。
ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会 議 等 名 称
令和2. 11. 5～ 6	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験
12. 2	第23回会長表彰式
12. 20	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験

令和 2 年度危害予防週間は、10月 1 日（木）～7 日(水) に実施されます。

● 第23回会長表彰スケジュール

7 月 3 日推薦書提出締切（済）

10月中旬表彰者決定

12月 2 日表彰式

尚、本表彰式は、経済産業大臣表彰（火薬類保安に係る）と併せて実施します。

● 令和 2 年 4 月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷(販売)	在庫
火薬及び爆薬(単位：t)	2,668	2,743	1,181
(前年同月比：%)	(96.2)	(98.9)	(89.7)

● 都道府県協会役員・事務局長異動（敬称略）

協 会 名	役 職	氏 名
(一社)広島県火薬類保安協会	専務理事	日浦 盛夫(令和 2 年 6 月就任)
(一社)山口県火薬保安協会	専務理事	徳永 健一(令和 2 年 5 月就任)
(一社)愛媛県火薬類保安協会	会 長	泉 慎一(令和 2 年 6 月就任)
(一社)愛媛県火薬類保安協会	専務理事兼事務局長	宮本 泉(令和 2 年 6 月就任)
佐賀県火薬保安協会	事務局長代理	福永 映美(令和 2 年 6 月就任)
宮崎県火薬保安協会	会 長	津房 正寛(令和 2 年 5 月就任)

● 全火協人事異動

役 職	氏 名
技術参事	山口 潤仁(令和 2 年 6 月就任)
技術参事	奈良 俊雄(令和 2 年 5 月退任)
技術参事	前田 裕(令和 2 年 6 月退任)

● 令和 2 年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験の実施について
上記については、令和 2 年 7 月17日の官報に公告されます。

- 試験日時：令和 2 年11月 5 日（木）及び 6 日（金）午前10時開始
- 試験場所：東京都千代田区一ツ橋 2-6-2
日本教育会館（8 階会議室）
電話 03-3230-2831
- 受験願書提出期限 令和 2 年 8 月21日(金) から 8 月28日(金) まで（郵
送による場合は、簡易書留によることとし、締切日
当日の消印のあるものまで有効）
- 受験手数料 25,900円
- 受験願書及び受験に必要な書類は、公益社団法人全国火薬類保安協会に
おいて交付する。郵送により交付を求める場合は郵送料として140円分
の切手を同封し、申込むこと。
- 受験願書の提出先
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4 丁目13番 5 号 幸ビル 8 階
公益社団法人 全国火薬類保安協会 電話 03-3553-8762
- 提出すべき書類
(1) 火薬類取扱法施行規則第78条に定める書類
(2) 試験課目の免除を申請しようとする者は、同法施行規則第77条第 2
項に定める書類

*毎年、願書の提出期限が過ぎてから出願のお問い合わせがありますので、
提出期限にはよく注意して下さい。

● 景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況
にあるが、下げ止まりつつある。

－ 6 月の月例経済報告 －

内閣府は19日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「6 月の月例経済報
告」を提出し、承認された。

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響より、極めて厳しい状況にあるが、
下げ止まりつつある。

- 個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみ
られる。
- 設備投資は、このところ弱含んでいる。
- 輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。
- 生産は、感染症の影響により、減少している。
- 企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断
は、厳しさが残るものの、改善の兆しがみられる。
- 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- 消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段
階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から
持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本
市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震から
の復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、
経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。

新型コロナウイルス感染症に対しては、引き続き感染拡大の防止策を講じつ
つ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく。こうした下で、雇用・事
業・生活を守り抜き、経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するため、令和
2 年度第 1 次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4 月

◆離れる前に 再チェック 心をこめて 施錠ヨシ！

◆作業手順 守れば安全 火薬類

20日閣議決定）及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行する。

新型コロナウイルス感染症による国民意識や世界情勢の変化を踏まえた、我が国が目指すべき経済社会の姿の基本的な方向性を示すべく、7月半ばを目途に、「経済財政運営と改革の基本方針2020（仮称）」等を取りまとめる。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持するの観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

令和2年火薬類関係事故について（6月30日までに報告のあったもの）
総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取扱	種類別	件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製 造 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	1	11	0	0	0－0	0－1
	煙 火	5		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	5		0		0－1	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
がんろう中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
その他事故	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	1	11	0	0	0－0	0－1
	煙 火	5		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	5		0		0－1	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

令和2年火薬類取締法施行規則及び告示改正 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（製造施設又は火薬庫の保安検査）
令和2年6月26日 経済産業省

経済産業省

2020 鉱火 第 12 号
令和2年6月26日

各産業保安監督部長・支部長・事務所長 殿
各都道府県・指定都市火薬類担当部局長 殿
各関係団体 殿

経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した火薬類の製造施設等
における保安検査の運用について（通知）

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備の必要性に鑑みて、この度、経済産業省は、火薬類取締法施行規則の一部（保安検査）について安全性の確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、検査期間を延長する制度改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1. 制度改正
新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、製造施設又は火薬庫について、施設等により定められた期間内に行わなければならない保安検査の期間を延長する。
・対象：令和2年6月1日から同年9月30日までの間に保安検査を行う期間が終了する者及び同期間に保安検査申請書を提出しなければならない期限が終了する者
・延長期間：4か月（例えば、6月1日が期限の場合、10月1日まで延長）

2. 保安の維持
事業者が上記特例措置を活用される場合、各産業保安監督部・支部・事務所及び各都道府県・指定都市火薬類担当部局におかれては、以下に掲げる事項が適切に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴団体におかれては、以下に掲げる事項を適切に行うよう、事業者に周知をお願いいたします。
（1）法令に規定する技術上の基準に適合するように維持すること。
（2）事故の発生防止及び不具合の早期発見のため、日常点検を強化すること。
（3）危険時に速やかな通報、応急措置等が行えるよう体制を確保しておくこと。

以上

製造施設又は火薬庫の保安検査

保安検査を受けなければならない期間が令和2年6月1日から9月30日の間である場合は、下記のとおり検査期間を4ヶ月延長します。（※）

※保安検査申請書を提出しなければならない期限についても延長

①保安検査証（又は完成検査証）交付日
②前回の保安検査実施日

延長措置の対象期間

延長措置の適用モデル例

R1.8.15

R2.6.1

R2.9.30

R2.7.15

R2.8.15

R2.11.15

R2.12.15

・前回の保安検査証（又は完成検査証）交付日（①）から1ヶ月以内に保安検査申請書を提出
・前回の保安検査日（②）から1年後に保安検査実施

保安検査申請書提出期限（1ヶ月）

4ヶ月延長

保安検査実施期間（1年）

4ヶ月延長

今回の延長措置後の保安検査申請書提出期限

今回の延長措置後の保安検査期間

延長措置後の検査期限

※今回の措置に関わらず、（可能であれば）通常通りの保安検査申請書提出期限までに申請書を提出し、通常通りの保安検査実施期間に検査を受検することもできます。

参考文献：火薬類取締法施行規則第44条の2第2項～第5項

令和2年火薬類取締法施行規則及び告示改正 令和2年6月26日 経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省令第六十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日 経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（製造営業の許可申請） 第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。 2・3 〔略〕	（製造営業の許可申請） 第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。 2・3 〔略〕
第三条～第十三条 〔略〕	第三条～第十三条 〔略〕
（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等） 第十四条 〔略〕 2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第	（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等） 第十四条 〔略〕 2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第

